令和5年度第2回埼玉県東部地域保健医療協議会(R6.3.13) 配布資料一覧

- 1 次 第
- 2 委員名簿
- 3 要 綱
- 4 資 料

議題(1)圏域別取組(第8次計画)策定に向けた意見照会のとりまとめ結果及び骨子(案)について

- ·資料 1-1 埼玉県地域保健医療計画(第8次) 圏域別取組策定指針(概要)
- ・資料 1-2 圏域別取組(第8次計画)策定に向けた意見照会結果
- ・資料 1-3 【東部保健医療圏】圏域別取組(第8次計画)骨子(案)
- ・参考資料 1-1 圏域別取組(第8次計画)策定に向けた意見照会資料
- ·参考資料 1-2 【東部保健医療圈】圈域別取組(第7次計画)

議題(2)圏域別取組(第8次計画)策定に向けた今後のスケジュールについて

・資料2第2回協議会開催後のスケジュール

議題(3) 埼玉県東部地域保健医療協議会 東部(南)保健医療圏在宅医療部会の開催報告について

- ・資料3 令和5年度 埼玉県東部地域保健医療協議会 東部(南) 在宅医療部会事業報告
- ・参考資料 3-1 埼玉県東部地域保健医療協議会 東部(南)保健医療圏在宅医療部会委員名簿
- ・参考資料 3-2 埼玉県東部地域保健医療協議会 東部(南)保健医療圏在宅医療部会設置要領

令和5年度第2回埼玉県東部地域保健医療協議会 次第

日時 令和6年3月13日(水)

19:30~21:00

場所 春日部地方庁舎3階大会議室

ウェブ会議システム(Zoom)併用

- 1 開 会
- 2 あいさつ 中村会長
- 3 議事
- (1) 圏域別取組(第8次計画)策定に向けた意見照会のとりまとめ結果及び骨子(案)について(協議)
- (2) 圏域別取組(第8次計画)策定に向けた今後のスケジュールについて(報告)
- (3) 埼玉県東部地域保健医療協議会 東部 (南) 保健医療圏在宅医療部会の開催報告について
- 4 閉 会

令和5年度第2回埼玉県東部地域保健医療協議会 委員名簿(出席者名簿)

(敬称略) 委員(出席19名、欠席5名)

			(敬称略)	委員(出席19名、欠席5名)
	所属(推薦)団体及び役職名等	氏 名		備考
1	春日部市医師会会長	+かムラ **スァミ 中村 靖史		
2	越谷市医師会会長	原置		
3	吉川松伏医師会会長	草井 真実		
4	草加八潮医師会会長	内藤 毅嗣		
5	三郷市医師会会長	草彅 博昭		
6	東埼玉歯科医師会会長	戸張 英男		
7	草加市薬剤師会会長	長沼 雑弘		欠
8	公益社団法人埼玉県看護協会(草加市立病院看護部長)	常廣 あな子		
9	埼玉県保険者協議会(全国健康保険協会埼玉支部企画総務部長)	山本 広道		
10	埼玉県保陝者協議会 (春日部市健康保険部参事兼国民健康保険課 - 長)	木舟 宏美		
11	春日部市民生委員児童委員協議会理事	宮本 喜美子		
12	草加市食生活改善推進員協議会会長	風間 佳津子		
13	越谷市食生活改善推進員協議会副会長	福岡 政子		
14	八潮市母子愛育会会長	和井笛 房子		欠
15	春日部市健康保険部長	折原 章哲		
16	草加市健康福祉部長	坂田 幸夫		欠
17	越谷市保健医療部長	野口 広輝		
18	八潮市健康福祉部長	遠藤 雅之		
19	三郷市いきいき健康部長	益子 敬幸		
20	吉川市健康長寿部長	小林 以津己		
21	松伏町すこやか子育て課長	* ブダ		欠
22	越谷市保健所長	原繁		
23	草加保健所長	*************************************		欠
24	春日部保健所長	タナカ ヨシアキ 田中 良明		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		

埼玉県東部地域保健医療協議会要綱

(令和4年4月19日春日部保健所長決裁)

(設置目的)

第1条 東部保健医療圏における埼玉県地域保健医療計画(以下「計画」という。)を 推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県東部地域保健 医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 計画の策定に係る協議及び計画の推進に関すること
 - (2) 関係団体の協力の確保に関すること
 - (3) その他東部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項に関すること

(組織)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者とし、第9条で定める協議会事務局の長が選任する。
 - (1) 医療関係者(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会)
 - (2) 保健·衛生関係者
 - (3) 医療保険関係者
 - (4) 市町の保健部門の職員
 - (5) 保健所長
 - (6) 公募により選考された者
- 2 前項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘 案するものとする。
- 3 協議会事務局の長は、議事内容に応じて、当該事項に精通した者又は深く関与する 者を協議会に招請することができるものとする。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。
- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会の運営)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず協議会を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して協議会に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、協議会に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 協議会の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した ときは、公開しないことができる。

(部会)

- 第8条 協議会は、第2条に掲げる所掌事項に関して必要な検討を行うため、部会を 設置することができる。
- 2 部会の構成員は、会長が協議会委員の中から指名した者とする。また、会長が必要と認める場合は、委員以外の者を加えることができる。
- 3 部会には部会長を置くこととし、部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 4 前項の部会長は、会長又は会長が指名する者とする。
- 5 部会長は、部会終了後、その内容を速やかに会長に報告するものとする。 (協議会の庶務)
- 第9条 協議会の庶務は、春日部保健所に設ける事務局において処理するものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定による委員の選任及び第9条の規定による協議会の庶務、その 他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行 うことができる。